

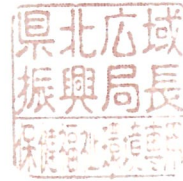
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14

氏名 久慈港運株式会社 代表取締役 兼田 忠康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 南 敏幸



許可の年月日 令和 元年 7月25日

許可の有効年月日 令和 6年 7月24日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

・燃え殻

・汚泥

・廃油

・廃酸

・廃アルカリ

・廃プラスチック類

・紙くず

・木くず

・繊維くず

・動植物性残さ

・動物系固形不要物

・金属くず

・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

・鉋さい

・がれき類

・動物のふん尿

・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 7月25日 当初許可

平成 9年 9月 8日 変更届出書受理（本店所在地を岩手県久慈市長内町第37地割19番地の13から変更したこと。）

(以下、裏面記載)

平成11年 7月25日 更新許可
平成14年 2月 5日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずを追加したこと。）
平成16年 7月23日 変更届出書受理（代表者を兼田忠興から変更したこと。）
平成16年 7月25日 更新許可
平成21年 7月25日 更新許可
平成26年 3月25日 事業範囲の変更許可
（1） 産業廃棄物の種類に燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、ガラスくず、コンクリートくず（工工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、動物のふん尿、はいじんを追加したこと。
（2） 汚泥について、「含水率85%以下のものに限る。」とする限定を解除したこと。
平成26年 7月25日 更新許可
令和 元年 7月25日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

COPY